

国立市保育審議会答申(案)

平成26年7月16日付国子児発第133号により貴職から諮問のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記の結論を得ましたので、ここに答申する。

記

1 答申本文

本審議会では、審議により得られた結論に基づき、以下のとおり提案する。

- (Ⅰ) 国の示した住民税ベースでの利用者負担額の算定にした場合、実質の上昇金額が月額20,000円前後となってしまうことが想定されることなどを鑑み、所得税ベースで現在の保育園の保育料と変わらない基準をもって算定していくこととする。については別紙1の表のとおりとする。
- (Ⅱ) 短時間保育利用者の保育料は、標準時間保育(11時間)と比較して短時間保育(8時間)であっても必要なコストに大きな違いは生じないであろうことから、国の基準案として示された標準保育時間からのマイナス1.7%の額が妥当であると考え。については国の基準に従い別紙2の表のとおりとする。
- (Ⅲ) 公立保育園の短時間保育利用者の延長保育料は、現在の制度との均衡を図るため、1時間あたりの利用について 〇円とする。なお、私立保育園の短時間保育利用者の延長保育料については、従前どおり各私立保育園でそれぞれ設定することとする。
- (Ⅳ) 幼稚園における利用者負担額は、現在の保育料から就園奨励費の減額した実質負担額に大きな違いがないことから、別紙3の表のとおりとする。
- (Ⅴ) 今回の保育審議会においては、平成27年度に向けた子ども・子育て支援新制度への移行に伴う保育料の検討であるが、保護者の生活水準が変わらない中、保護者への負担増とならないよう考慮し審議を行った。その結果、2号認定・3号認定子どもにかかる保育料については住民税を基準とした利用者負担額について審議を行ったが、多子軽減等の考慮を行う方策がいまだ確立できないことから今回は従前どおりの所得税を基準とした利用者負担額とした。したがって今後適正な応能負担を資するために更なる審議を進めることを要望する。

2 審議経過

(1) 保育園における利用者負担額の算定方法

ア. 諮問の内容

子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立した。これにより、市町村が平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」という)が本格的に施行されることが予定されており、新制度のもとでは、小学校就学前子どもが認

定こども園、幼稚園、保育所等を利用する又は家庭的保育事業所・小規模保育事業所を利用する場合、その保護者に対して施設型給付費・地域型保育給付費が、支給されることとなった。市町村は、教育標準時間認定(1号)を受けた子ども、保育認定を受けた満3歳以上子ども(2号)、保育認定をうけた満3歳未満子ども(3号)ごとに、その施設型給付費の利用者負担額を設定する必要があるが生じてきた。このことから、「子ども・子育て支援法27条第3項第2項に定める幼稚園・保育園等の利用者負担額について」答申を求めるのが、本審議会への諮問の要旨である。

イ. 審議の内容

(1) 保育料設定の視点

子ども・子育て新制度移行に伴い、国の示した水準をベースに市町村が利用者負担額を定める必要がある。現行の階層別の保育料から移行にするにあたり、現行の保育料からの変更があるか、ないか。また、変更する要素があるか検討する。

(2) 保育料設定の条件

新制度の利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされている。国が定める水準を限度額として、市町村が定めるとされている。国の定める保育料水準は、所得税ベースで算出されているが、新制度においては住民税ベースでの算出となる。

(3) 保育園保育料(2号認定・3号認定)の算定について

①算定にあたっての問題点

国より提出された移行表は、所得税ベースから住民税ベースへ、一定のモデル試算をベースに再計算し設定している。ところが、これをベースに市の階層にあてはめ利用者負担額を計算したところ、各階層が上下し、利用者負担額の設定が変わることが判明した。

②原因について

・原因1

国の算定したモデルケースが4人家族 父・母(収入はあるが非課税)、子ども2人となっている。

所得税では配偶者控除及び扶養控除が適用されており、母・子2人の3人分の控除額38万円×3=1,140,000円が控除される。しかし、住民税では配偶者控除はあるが、子ども手当が創設されてから年少扶養控除が廃止されているため、住民税の控除額330,000円×2人=660,000円が適用されない。そのことを加味したうえで、利用者負担額の階層が定められている。したがって、3人以上子どもがいる場合は、ほとんどの人の利用者負担額が高くなり、子どもが1人の場合には利用者負担額が下がる。

・原因2

個々が加入している生命保険等により、控除額が所得税と住民税と異なることも若干の変動要素となっており、国が示している階層が8階層となっているのに対して、国立市は25階層と細分化していることとあいまって、所得税ベースの計算から住民税ベースに計算を変更したときに生じる税額の差額が、細かく設定した階層の際の部分で、上位の階層に上がってしまったことが考えられる。

・原因3

所得税と住民税の税率の違いがあり、所得税は累進課税であるのに対し、住民税は一律であるため、世帯の所得の構成によって、所得税の額と住民税の額は変わってくるが、国のモデルケースは、1パターンのみのため、共働き世帯の方が、税率の影響を受けやすくなっている。

(4) 短時間保育料(2号認定・3号認定)について

今回新たに短時間(8時間)保育について国が示しており、就労時間の短い世帯については、保育時間を短くすることで、保育料についても長時間(11時間)に対して低い金額を設定することとなる。その金額についてどのようにするか検討する。国からは長時間保育時間の利用者負担額に比べてマイナス1.7%として示している。

(5) 幼稚園の利用者負担額(1号認定)について

①利用者負担額の設定の視点

子ども・子育て新制度移行に伴い、国の示した水準をベースに、新制度に移行する幼稚園の利用者負担額を市町村が定める必要がある。私立幼稚園は、これまでは各園により設定されている。また、新制度では、所得に応じた階層別の利用者負担額となる。

②保育料設定の条件

新制度においては、同一市町村で教育標準時間認定を受けて幼稚園に通う子どもの利用者負担額は、同じ所得状況であれば、同じ額となる。

新制度における利用者負担の水準は、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均(私立幼稚園は年額308,000円、月当たり25,700円)と就園奨励費事業の国の補助基準(保育料・入園料の全国平均を基に所得段階別に設定)を踏まえ、補助を受けた後の「実費負担分額」をベースに設定している。

各私立幼稚園では、各園の独自教育にかかる費用等を保護者に説明した上で、「上乗せ徴収」として徴収することとなる。

ウ 試算の検討

- (1) 保育園(2号・3号)の保育料については、国の方針に従い、利用者負担額の算定方法が所得税ベースから住民税ベースに変更した場合に現状の保育料と変更後の利用者負担額についての影響額等を検討し、今回の制度変更による保護者負担額の差額(かい離)をなるべく生じないようにするために、どのように方法があるのかについて検討し、下記のような試算が作成された。

制度変更により影響額について検討

試算	内容	影響人数	影響額	検討内容(委員の意見/未集約)
試算当初	国の基準に従い、現在の所得税の表を住民税ベースに移行した場合	全体 842 人 保育料が上がる人:337 人 保育料が下がる人:196 人	保護者の負担額 約 600 万円/年増額	応能負担といいながら収入に変化がないのに、保育料が上昇し、保護者のみに負担がかかるのは困る。保育料の増額を減らす方策を考えていきたい。
試算1	階層を下げることで、保育料の増減がないようにした場合	保育料が上がる人:0 人	市の負担額 約4,000万円/年	保護者については負担の変化がないが、毎年4000万円の市の負担増については踏み切れないものがある。市民全体に対して説明がつかない。
試算2	各階層の保育料を減額した場合	保育料が上がる人:307 人 一人当たりの負担額 2,432 円/月額	市の負担額 約1,400万円/年 (再計算結果による金額訂正)	当初は一人あたり3,800円程度の負担から2,400円程度になったのはよい。しかしまだ保護者の負担があるのでもう少し下がるとよい。
試算3	第2子分の保育料は半額となっているが、さらに一律2,000円程度引き下げる	第2子児童 192 人	市の負担額 約400万円/年	少子化が問題視されている中で年少扶養控除が加味されなくなったことによる多子軽減を手厚くするのはよい。

上記試算2と3を加えた試算

試算	内容	影響人数	影響額
試算4	各階層の保育料を減額し、かつ、第2子の保育料は半額から一律2,000円引き下げる。	保育料が上がる人:246 人 一人当たりの上昇金額:1,929 円/月額	市の負担額 約2,000万円/年額

現行保育料の算定方法と同じく所得税ベースで計算する試算。

試算	内容	影響人数	影響額
試算5	従前どおり所得税ベースで計算して階層を判定する。	保育料に影響が出る人はいない。	市の負担額 約600万円(年額)に加えて事務量が増える。(例年に加えて新制度事務があるため)

上記試算を検討した結果、国立市における2号・3号認定者の利用者負担額について、当審議会としては住民税ベースに移行した場合の影響額が、一人当たり月額1,929円であっても、実質の上昇金額で月額20,000円前後となってしまうことが想定されるというのであれば、平成27年4月に向けて、短い期間で国立市における利用者負担額を決定していかなければならない状況をかんがみると、下記のとおり、所得税ベースで現在の保育園の保育料と変わらない基準をもって算定していくことが望ましいとの結論に達した。

(2) 幼稚園の利用者負担額に関する検討

幼稚園の利用者負担額については、国から示されている下記の保育料について検討を行った。検討の結果、国が示した保育料と現在の幼稚園等補助金を給付された世帯の負担額を比較した結果、世帯負担の差が少ないことから、国の基準で示されている利用者負担額が望ましいとの結論に至った。

国が示した1号認定の利用者負担額表

階層	利用者負担額
生保世帯	0円
住民税非課税世帯	9,100円
所得割課税額 77,100円以下	16,100円
211,200円以下	20,500円
211,201円以上	25,700円

(3) 短時間保育の利用者負担額に関する検討

保育園(2号・3号)の利用者負担額については、国から示されている金額(率)があるが、これについて適正かどうかを検討した。その結果、国の基準で示されている利用者負担額(率)△1.7%が望ましいとの結論になった。